

# 後期高齢支援システム標準仕様書 検討会後の記載内容変更について

令和5年3月31日

- 令和5年3月27日の後期高齢支援システム 標準化検討会においてご承認いただいた標準仕様書についてご承認後、以下の要件により記載内容を変更しておりますのでご報告いたします。

なお、いずれもデジタル庁における方針決定を受けての変更となります。これらの変更は、デジタル庁より、個々の検討会においての同意は必要ないとの連絡をいただいているため、ご報告のみとさせていただきますことご了承願います。

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年3月改定版）を受けての反映
2. 指定都市要件のデジタル庁調整結果を受けての反映

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年3月改定版）を受けての反映

令和5年3月27日（月）の後期高齢支援システム標準化検討会の終了後にデジタル庁から「標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年3月改訂版）」が展開されました。

本件については、令和5年3月末の標準仕様書の公開までに取込、公開するようデジタル庁から指示がありましたので、以下の内容について機能・帳票要件に反映を行っております。

No.	カテゴリ	反映内容
1	共通要件3の変更反映	機能ID:250360の「要件の考え方・理由」に以下の記載を追加。 マイナポータル等からのデータ取得について「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日総務省）」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。
2	共通要件5の変更反映	機能ID:250101の住登外者宛名番号等管理機能について「等」を削除
3	共通要件6の変更反映	①機能ID:250101について以下の記載を追加。 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。 ②要件の考え方・理由欄に以下の記載を追加 住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を後期高齢支援システムに個別に実装する場合、以下のとおりとする。 ・後期高齢支援システムと住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能との間の連携については提供事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。 ・宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されることから、後期高齢支援システムと他の基幹業務システム間において、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。

# 1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年3月改定版）を受けての反映

No.	カテゴリ	反映内容
4	共通要件8の変更反映	①機能ID：250004について以下の記載を削除 「発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、」 ②要件の考え方・理由欄に以下の記載を追加 認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。
5	共通要件9の変更反映	機能ID：250052について以下の記載に変更・追記  EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（後期高齢支援システム）」の規定に従うこと。 （後期高齢支援システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。）なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。
6	共通要件10の変更反映	①機能ID：250048について以下の記載に変更  氏名漢字、氏名かな⇒氏名に関する
7	共通要件19の変更反映	引越しOSSの名称を「引越し手続オンラインサービス」に変更
8	共通要件22の変更反映	①機能ID：250366の要件を「削除」⇒「物理削除」に反映 なお、機能ID:250365について物理削除とすると個人番号をキーに処理しているデータなどの整合性が崩れる懸念もあるため「物理」とは明記しなかった。

いずれの変更点もデジタル庁反映事項となるため、緑字で記載を行っております。

## 2. 指定都市要件のデジタル庁調整結果を受けての反映

令和5年3月29日（水）にデジタル庁から指定都市要件の協議結果として当年度の標準仕様書に反映を求める「成案」となされたものの確定稿が連携されました。

連携された件数は以下の通りです。

- ①機能・帳票要件：23件
- ②帳票詳細要件：2件
- ③帳票レイアウト：6件

上記のうち、既に後期高齢支援システムとしての意見照会結果を踏まえて、標準仕様書に反映済みであったものの件数は以下の通りとなりました。

- ①機能・帳票要件：20件
- ②帳票詳細要件：2件
- ③帳票レイアウト：6件

機能・帳票要件の残り3件のうち、2件については、広域標準システムで同じ内容が確認可能であり、既に規定済みの要件で同じ要件が実現可能と判断されたため、標準仕様書への反映は行わない旨、デジタル庁に回答を行いました。

残った1件は以下の要件となりました。

「賦課変更に係る問い合わせの際に、賦課の変更履歴は現在も確認しているが、税情報の履歴を残していない。問い合わせに対して正しい回答をするにあたり、税情報も履歴を追えるようにしておきたい。」

## 2. 指定都市要件のデジタル庁調整結果を受けての反映

前述の要件については指定都市の内、4市が希望したことから「標準オプション」としての追加依頼となっていました。

こちらについては、

機能ID：250336

税務システムに、保険料賦課に係る所得・課税異動情報の申請に伴い、個人住民税情報を、照会できること

こちらの記載にて情報自体は照会可能なこと、通常は所得の情報は履歴管理されるため、要件を満たしている認識であるとデジタル庁に回答は行いましたが、その上で再度、追加の依頼があったため、以下のように要件追加を行いました。

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
3 保険料賦課	3.1 保険料賦課共通		所得・課税異動情報登録	0250336	=	保険料賦課に係る所得・課税異動情報が更新された場合にはシステム内に履歴として保持し、それを照会できること。	標準オプション機能	政令指定都市からの要望によりデジタル庁依頼を受けて追記。既に実装必須で規定済みの「登録された所得・課税異動情報を照会・修正・削除できること。」において要件を満たしている場合は改めての対応は不要。  なお、「履歴」をどの単位で保持するかについてはシステム上のデータ管理構造に拠るものであるため保険料の更正前後の根拠を確認できる範囲でベンダにて必要であると規定する内容の範囲とする。

なお、ここで求められている「履歴」の定義（何の単位に保持したいのか等）は明確な要件として記載されていなかったことやシステム上のデータ管理構造に依存する部分でもあることから保持の単位はベンダの設計に委ねるとし、更正前後の保険料の根拠を確認できることを条件としました。

次ページに参考として記載しますが、保険料の更正前後の所得については広域標準システムでも閲覧可能となっています。

## 2. 指定都市要件のデジタル庁調整結果を受けての反映

<参考> 広域標準システムの画面表示例

http:// KB06S040 : 賦課照会 / 世帯所得 - Internet Explorer

中央県後期高齢者医療広域連合電算処理システム V04-02

資格 - 賦課 - 収納 - 給付 - 共通 - 情報連携管理 業務運用支援

賦課照会 / 世帯所得

コウキ 後期 太郎 被保険者番号 00000380 個人番号 性別 男 生年月日 昭和10年04月01日

住所 中央県中央市1-1-1

個人検索 メモ

相当年度	令和04年度	宛名番号	111	個人区分	住基	賦課開始日	令和04年04月01日	履歴	02
不均一コード		不均一地区		更正事由	その他取得	賦課決定日	令和05年03月30日	禁/確	確定
取得日	令和04年04月01日	取得届出日		取得事由	賦権記載	扶養開始日		所得割率	8.62
喪失日		喪失届出日		喪失事由		扶養終了日		均等割額	44,640

↓ 総合 ↓ 分離 ↓ 損失

所備内容 (1/1頁)

氏名	後期 太郎	籍柄	世帯主	資格	給世	氏名		籍柄		資格
生年月日	昭和10年04月01日	地方公共団体	市	地方公共団体		生年月日		地方公共団体		
宛名番号	111	個人区分	住基	個人区分		宛名番号		個人区分		

	変更前	変更後		変更前	変更後
所得変更年月日	令和05年03月30日	令和05年03月30日	所得変更年月日		
旧ただし書所得	0	3,578,000	旧ただし書所得		
減額対象所得	400,000	4,008,000	減額対象所得		
低1低2判定所得	300,000	3,908,000	低1低2判定所得		
所得種類	給与	給与	所得種類		
課税非課税区分	課税	課税	課税非課税区分		
申告	住民税申告	住民税申告	申告		
子育て世帯等該当フラグ	不明	不明	子育て世帯等該当フラグ		
基礎控除額	430,000	430,000	基礎控除額		

	変更前	変更後		変更前	変更後
公的年金収入額	0	0	公的年金収入額		
公的年金所得額	0	0	公的年金所得額		
給与収入額	950,000	5,560,000	給与収入額		
給与所得額	400,000	4,008,000	給与所得額		
給与専従者収入額	0	0	給与専従者収入額		
農業所得額	0	0	農業所得額		
営業所得額	0	0	営業所得額		
不動産所得額	0	0	不動産所得額		
専従者給与(控除)額	0	0	専従者給与(控除)額		
利子所得額	0	0	利子所得額		
配当所得額	0	0	配当所得額		
配当証券投資所得額	0	0	配当証券投資所得額		
外債建配当所得額	0	0	外債建配当所得額		

前頁 次頁 前履歴 後履歴 前年 次年 保険料台帳

例として給与所得がどの程度変動したことで保険料が変わったかなどは前後で確認可能